



福祉労働の評価

中 鉢 正 美

国際婦人年の世界会議における決定事項を国内施策に取り入れる等の企画を推進するために、総理府に「婦人問題企画推進会議」が設けられ、去る4月10日にその中間意見が発表された。その基本的方向が、「男は仕事、女は家庭」という固定的な役割分担の観念を打破して、男女がいずれも個人として尊重され、平等な権利・機会・責任を分かち合うことにあるのはいうまでもない。

ところでこれまで女が家庭で分担してきた家事労働の多くは、核家族化が進むにつれて次第に機械化され、商品化され、あるいは社会化された。しかしとりわけ日本の現状においては、乳幼児や老人・心身障害者等の介護サービス労働が、社会全体の家事労働を総計した場合にその相当多くの部分を占めているであろう。このような、いわば福祉労働は、伝統的な経済学の定義によれば不生産的労働の一種であり、それが特殊の稀少性を持つ場合以外には、生産的労働に対しては第2次的であるという意味で経済的評価は一段と低くならざるをえない。つまり女性の役割に対する差別のうちには、これまで女性が分担してきた仕事に対する経済的評価の低さもまた反映されているのである。

この人を生み育て、教育し、治療し、介護するといった人的サービスは、それが専門化されるにつれて一種の公共財的性格をもち、その評価は市場経済の枠をこえた政治的過程を介してはじめて完結する。社会福祉が単なる所得の第1次的分配や個人的慈善だけでは実現しないのもそのためであるし、そのための社会的費用は、福祉サービスが政府や自治体によって提供される場合の行政的経費として、はじめて現実的に評価される。民間社会事業の費用もまた、この行政的経費をいわば機会費用とすることによって、はじめて客観的な評価が可能になるのである。

福祉労働は社会化されることによって、必ずしも女性特有の仕事とされる必要はなくなる。そしてその経済的評価をたかめることは、社会保障がその政治的過程において直面しなければならない重要な課題でもある。社会保障の側からみれば、核家族と共稼ぎが普及するにつれて、育児や身障者・老人の介護の施設やコミュニティ・サービスに対する要求がたかまり、所得保障がしだいに整備されるにつれて、ある程度まで受益者負担の能力も向上してくる。若者の都市集中は、1国人口の再生産全体を都市化し、その反面にこれまで豊富であった生産年齢人口が次第に高齢化するにつれて、老人介護は家族計画普及の時代に生まれた年齢層の家事労働では手に負えなくなる。この社会化された福祉需要を充足するだけの労働力を訓練し、供給するための費用についての社会的合意をつくりださないかぎり、日本の社会保障は近い将来に暗礁に乗り上げざるをえないであろう。

家事労働の多くが商品化され、福祉労働が社会化されても、なお個人の身の回りには自身の健康を維持し、日常生活を能率的に遂行するためのいとなみは残るであろうが、これは男女いずれも独立した個人として他人に依存せずに処理する能力をその成長期に身に付けておくべきものであろう。これだけのことを前提とした上で、なお人が雇用労働を選ぶか家事労働を選ぶかについては、広く機会の均等が維持されるべきだ、というのが推進会議での合意点のひとつだといってよかろう。「婦人が家庭と職業を自由に選択し、又は、双方を両立させたいと考えた場合には、いずれの場合も、それを支える条件が社会的に整備されることが望ましい」というのは、これを現している。